

## 第2節 個別的労使紛争のあっせん

### 1 概要

#### (1) 概況

近年の労働市場の変化に伴い、雇用形態の多様化及び労働条件の個別化が急速に進み個々の労働者と使用者との間で解雇などを含む雇用・労働条件をめぐる紛争（個別的労使紛争）が増加している。こうした状況を受け、当労働委員会では、公正な立場で紛争の迅速かつ円滑な解決を支援することを目的とし、平成14年1月から「個別的労使紛争のあっせん」制度を実施しているところである。（知事委任事務）

平成27年中の新規申請件数は16件で、15件が年内に終結した。（第1表）

#### (2) 新規申請状況

##### ア 申請者別

全て労働者からの申請であった。

##### イ 申請月別

申請月別にみると、3月及び8月が各3件、2月及び5月が各2件、1月、6月、7月、9月、11月、12月が各1件となっている。（第2表）

##### ウ 企業規模別

企業規模別にみると、従業員9人以下が2件、10人以上19人以下が1件、20人以上49人以下が3件、100人以上299人以下が3件、300人以上が7件となっている。（第3表）

##### エ 業種別

業種別にみると、「社会保険・社会福祉・介護事業」が4件、「道路貨物運送業」が2件、「食料品製造業」など10業種が各1件となっている。（第4表）

##### オ あっせんに求める事項別

あっせんに求める事項別にみると、「パワハラ・嫌がらせ」に関するものが9件、「解雇」に関するものが8件、「退職」に関するものが3件、「セクハラ」に関するものが3件、「配置転換、出向・転籍」に関するものが2件、「賃金未払」、「労働時間」、「年次有給休暇」に関するものが各1件となっている。（第5表）

##### カ 雇用形態別

雇用形態別にみると、正社員に関するものが10件、パート等に関するものが6件となっている。

#### (3) 終結状況

##### ア 終結形態別

終結状況を形態別にみると、解決5件、打切り8件、取下げ2件となっている。（第6表）

##### イ 係属日数

終結した15件の係属日数については、最短12日、最長61日であり、平均係属日数は35.7日であった。（第7表）

第1表 個別的労使紛争あっせん取扱状況

(単位：件、%)

区分	25年		26年		27年	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
前年からの繰越し			1	25.0		
新規申請	7	100.0	3	75.0	16	100.0
計	7	100.0	4	100.0	16	100.0
終結件数	6	85.7	4	100.0	15	93.8
翌年への繰越し	1	14.3			1	6.3

第2表 月別新規申請状況

(単位：件)

年	月												計
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
25年			1		1	1	1			1	1	1	7
26年			2				1						3
27年	1	2	3		2	1	1	3	1		1	1	16
計	1	2	6	0	3	2	3	3	1	1	2	2	26

第3表 企業規模別新規申請状況

(単位：件、%)

区分 企業規模(人)	25年		26年		27年	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
1~9	2	28.6	1	33.3	2	12.5
10~19	1	14.3			1	6.3
20~49	1	14.3	1	33.3	3	18.8
50~99						
100~299	1	33.4	1	14.3	3	18.8
300以上	2	28.6			7	43.8
合計	7	100.0	3	100.0	16	100.0

第4表 業種別新規申請状況

(単位：件)

業種		年		
		25年	26年	27年
製造業	食料品製造業	1		1
	化学工業			1
運輸業、郵便業	鉄道業			1
	道路旅客運送業			1
	道路貨物運送業			2
卸売業、小売業	各種商品卸売業	1		
	機械器具小売業			1
	その他の小売業	1		1
不動産業、物品賃貸業	物品賃貸業	1		
宿泊業、飲食サービス業	宿泊業			1
生活関連サービス業、娯楽業	洗濯・理容・美容・浴場業	1		
	娯楽業			1
教育、学習支援業	学校教育	1		
医療、福祉	医療業		1	
	社会保険・社会福祉・介護事業	1	1	4
複合サービス事業	協同組合（他に分類されないもの）			1
サービス業	その他の事業サービス業			1
	その他のサービス業		1	
全産業計		7	3	16

(注) 該当する業種のみ掲載

第5表 あっせんを求める事項別新規申請状況

(単位：件)

あっせんを求める事項		年			
		25年	26年	27年	
経営 又は 人事	解 雇	整理解雇			
		普通解雇	1	1	2
		退職強要	1		6
		契約更新拒否・雇止め	1	1	
	配置転換、出向・転籍		1		2
	復職		1		
	懲 戒 処 分	懲戒解雇			
		懲戒解雇以外懲戒処分			
	退職				3
	勤務延長、再雇用				
	その他経営又は人事				
	賃 金 等	賃金未払			
賃金増額					
賃金減額					
一時金					
退職一時金					
解雇手当					
休業手当					
諸手当					
その他賃金					
年金（企業年金・厚生年金等）					
労 働 条 件 等	労働契約				
	労働時間				1
	休日・休暇				
	年次有給休暇				1
	育児休業・介護休業				
	時間外労働				
	安全・衛生				
	福利厚生制度				
	社会保険				
	労働保険				
	その他の労働条件				
職 場 の 人 間 関 係	セクハラ				3
	パワハラ・嫌がらせ		3	1	9
そ の 他		3			
合 計		11	3	28	

(注) 1つの事件について該当事項が複数の場合があり、取扱件数とは一致しない。

第6表 個別的労使紛争あっせん終結状況

(単位：件)

区分 年	取扱件数			終結状況					翌年への 繰越し
	前年からの 繰越し	新規 申請	計	解決	打切り	取下げ	不開始	計	
25年		7	7	3	1	2		6	1
26年	1	3	4	1	3			4	
27年		16	16	5	8	2		15	1

第7表 係属日数別取扱状況

(単位：件、日)

区分 年	9日 以内	10日 ～19日	20日 ～29日	30日 ～39日	40日 ～49日	50日 ～59日	60日 以上	平均 係属日数
25年		1	1	1	1	2		36.7
26年		1					3	53.5
27年		3	1	6	2	2	1	35.7

2 個別的労使紛争あっせんの処理状況一覧

事件番号	申請	業種	申請	係属	調整	あっせん員 (指名年月日)	あっせんを求める事項	終結
			受付日					
27 (個) 1	労	宿泊業	H27.1.5	12	0	(公)金原 (労)芝崎 (使)熱田 (H27.1.9)	退職強要による精神的・経済的ダメージに対する慰謝料	打切り
			H27.1.16					
27 (個) 2	労	道路貨物 運送業	H27.2.12	13	0	(公)松田 (労)鈴木洋 (使)西村 (H27.2.13)	不当に退職させられたことにより受けた精神的苦痛及び経済的損失に対する補償金の支払い	打切り
			H27.2.24					
27 (個) 3	労	道路旅客 運送業	H27.2.16	33	1	(公)村上 (労)本原 (使)金田 (H27.2.16)	他職種を含めた職場復帰の要望を認めず、精神的苦痛を与えたことに対する解決金の支払い	解決
			H27.3.20					
27 (個) 4	労	社会保険 ・社会福祉 ・介護事業	H27.3.4	55	1	(公)船越 (労)横田 (使)花澤 (H27.3.5)	上司からのセクハラ、パワハラによる精神的苦痛及び不当解雇に対する謝罪と慰謝料の支払い	打切り
			H27.4.27					
27 (個) 5	労	鉄道業	H27.3.12	61	1	(公)島崎 (労)鈴木光 (使)熱田 (H27.3.12)	1 今後の就労について(関連会社での就労) 2 パワーハラスメント行為により生じた損害に対する解決金の支払い	打切り
			H27.5.11					
27 (個) 6	労	その他の 小売業	H27.3.31	49	0	(公)金原 (労)芝崎 (使)久保田 (H27.3.31)	パワーハラスメント・モラルハラスメントを受け、精神的被害、苦痛を受けたことに対する解決金の支払い	取下げ
			H27.5.18					
27 (個) 7	労	機械器具 小売業	H27.5.12	38	0	(公)松田 (労)鈴木洋 (使)西村 (H27.5.13)	在職中に受けた上司からの度重なるモラル・ハラスメント及び突然の解雇による精神的苦痛に対する補償金の支払い	打切り
			H27.6.18					
27 (個) 8	労	娯楽業	H27.5.12	38	0	(公)村上 (労)芝崎 (使)久保田 (H27.5.13)	年次有給休暇の買い取り分、業務中に発生した事故の診療費自己負担相当額及び未払残業代相当額等の支払い	取下げ
			H27.6.18					
27 (個) 9	労	協同組合 (他に分類さ れないもの)	H27.6.19	33	1	(公)船越 (労)本原 (使)熱田 (H27.6.19)	不当解雇通告によって受けた多大な心的苦痛に対する補償金の支払い	解決
			H27.7.21					
27 (個) 10	労	社会保険 ・社会福祉 ・介護事業	H27.7.24	40	1	(公)島崎 (労)横田 (使)金田 (H27.7.24)	1 グループ施設での再雇用 2 不当解雇による精神的苦痛に対する解決金の支払い	解決
			H27.9.1					
27 (個) 11	労	社会保険 ・社会福祉 ・介護事業	H27.8.10	53	1	(公)金原 (労)本原 (使)久保田 (H27.8.10)	退職願いの撤回	解決
			H27.10.1					
27 (個) 12	労	食料品 製造業	H27.8.18	14	0	(公)松田 (労)鈴木洋 (使)西村 (H27.8.20)	在職中に受けたいやがらせにより、精神的・経済的損害を被ったことに対する解決金の支払い	打切り
			H27.8.31					

事件 番号	申請	業 種	申請 受付日	係属 日数	調整 回数	あっせん員 (指名年月日)	あっせんを求める事項	終 結 状 況
			終 結 日					
27 (個) 13	労	その他の 事業サービ ス業	H27.8.21	36	1	(公)村上 (労)鈴木光、山崎 (使)花澤 (H27.8.21)	在職中に上司から受けた暴言、暴行による精神的、経済的損害に対する補償金の支払い	解決
			H27.9.25					
27 (個) 14	労	道路貨物 運送業	H27.9.14	38	1	(公)船越 (労)鈴木洋 (使)金田 (H27.9.14)	1 解雇の撤回 2 合意による退職とすること	打切り
			H27.10.21					
27 (個) 15	労	社会保険 ・社会福祉 ・介護事業	H27.11.16	22	0	(公)金原 (労)横田 (使)西村 (H27.11.16)	1 解雇の撤回、原職への復職及び謝罪 2 1ができない場合は、1年分の賃金相当額の支払い	打切り
			H27.12.7					
27 (個) 16	労	化学工業	H27.12.21			(公)村上 (労)本原 (使)西村 (H27.12.22)	1 不当な解雇通告を受けたことによる精神的苦痛・経済的損失に対しての慰謝料の支払い 2 上司のパワハラ発言による精神的苦痛に対しての慰謝料の支払い	翌年へ 繰越し

(注) 業種は日本産業分類（平成28年4月改訂）の中分類により記載した。